

令和6年度観光いばらき保守管理及び情報発信強化等業務仕様書

1 業務の名称

令和6年度観光いばらき保守管理及び情報発信強化等業務

2 業務の目的

インターネットによる情報発信の重要性に鑑み、本県の豊かな観光資源や県産品を広く県内外に発信し、認知度、イメージの向上、誘客促進及び県産品の販路拡大を図るため、ホームページ「観光いばらき」(<https://www.ibarakiguide.jp/>) 以下「ホームページ」という。)の運営、保守管理を行い、本県の魅力あるイベント情報や観光資源、県産品等の情報を発信する。

3 委託契約期間

本業務の履行期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

4 業務内容

(1) 基盤システム構築・保守業務

ア CMS管理

(ア) システム構成

CMSは、Windows上のWEBブラウザ(Google Chrome、Firefox、Microsoft Edge)で担当者が作成、更新、管理業務が行えることとし、登録担当者の増減によるライセンスの増減及びライセンス料が発生しないこと。

(イ) データ形式

生成されるコンテンツデータ(ページ)については、XHTML1.0 Transitional、XHTML1.0 Strict、HTML5のいずれかの規格に準拠すること。

(ウ) 稼動時間及びデータ保存

導入後のCMS及びこれにより構築されたホームページ全体については、原則として24時間、365日の稼動を可能とすること。また、CMSにより構築されたホームページ全体のデータ日次バックアップを行い、稼働中のサーバとは別筐体にて3世代以上保管すること。バックアップは、Webコンテンツ、データベースのすべてを対象とする。

(エ) 機能要件

導入するCMSは別紙CMS機能要件一覧を満たすこと。CMS機能要件一覧で対象とならない機能については、カスタマイズを可とする。なお、現行サイトに

実装されている機能レベル以上を提供すること。

(オ) J I S X 8 3 4 1 - 3 : 2 0 1 6 の準拠

準拠の範囲は下記のとおりとする。

[目標とする適合レベル]レベル A A

[対象範囲] 対象は、作成する全てのページとする。なお、PDFファイル及び既存動画ファイルについては対象外とする。

(カ) スマートフォンアプリケーションとの連動

CMSでページを更新すると自動的にiOS及びAndroidの動作環境にも反映される仕組みを構築できること。

イ 拡張性

CMS本体には実装されていない動的コンテンツ・機能(サードパーティ製のものも含む)については、新たにアドオンして組み込める等の拡張性を可能な限り有すること。また、API連携している各システムの保守管理を行うこと。

ウ サーバ・ドメイン管理

(ア) サーバ管理

管理するCMSは、受託業者が契約するインターネット・データ・センター(IDC)にWEBサーバ機器等を設置すること。インターネット・データ・センターについては、耐震、防火、防犯、防湿、防塵、冗長化等の各種設置機器が24時間365日安定的に稼働できるための管理が実施可能な場所を選定すること。1万件以下の同時アクセスに対して問題の無いスペックのサーバと帯域回線を提供すること。コンテンツの増加も見据え、ハードディスクは十分な容量を確保し、機器は耐障害性に優れた構成とするなど、信頼性が確保できるものであること。

(イ) ドメイン管理

前年度ホームページのドメイン(ibarakiguide.jp)を引き続き使用すること。また、ドメインの適切な管理を行うこと。

エ セキュリティ対策

(ア) ファイアウォールの運用

ファイアウォールを設置し、常に最新のセキュリティ情報を認識し、サーバ及びCMS等に必要となるパッチ適用やバグ等の不具合対応を適正かつ迅速に実施する等、セキュリティの確保を図ること。

(イ) IPS侵入防止システムの運用

WEBサーバやOSの脆弱性狙う攻撃やDoS攻撃等に対処するため、IPS侵入防止システムを導入・運用し、悪意のある攻撃に対応すること。

(ウ) WAFの運用

WEBアプリケーションの脆弱性を狙う攻撃(例:SQLインジェクション・クロスサイトスクリプティング・OSコマンドインジェクション等)に対処するた

め、WAFを導入・運用し、ファイアウォールやIPSで防御出来ない脅威に対応すること。

(エ) DDOS攻撃対策

DDOS攻撃よりもさらに膨大なトラフィックを発生させWEBサーバをダウンさせるDDOS攻撃に対応し、ホームページの運用に影響を与えない対策をすること。

(オ) SSLの対応

WEBサーバは、SSLサーバ証明書を導入し、ホームページ及びCMSに常時SSL化対応を実施すること。SSLサーバ証明書は組織認証型(OV)以上とする。

(カ) CDNの運用

アクセス集中時でも安定配信するためにCDNを導入すること。CDNサーバ側でキャッシュするコンテンツを設定でき、個人情報を含むようなフォーム関係や動的コンテンツはキャッシュしないこと。また、アクセスログを取得でき、サービス監視やトラフィック監視などのアクセス集中時や障害時に調査できる機能を実装すること。

(キ) 障害監視

障害が発生した場合は、委託者に速やかに連絡を行うこと。故障や障害などでサービスが停止していることが確認された場合は、障害箇所の切り分け、即時対応を行うこと。ソフトウェアやデータの修正、復旧等が必要な場合は、委託者の許可を得て作業を行うこと。ただし、緊急を要する業務については、委託者から連絡の有無を問わず、受託者は誠意と責任を持って可能な限り迅速に処置を行うよう努めること。

(ク) 障害事後対策

障害内容、原因、対処方法等については障害管理表として記録し管理を行うこと。原因を分析し、同様の障害が発生しないよう是正措置・予防措置を講じること。

(ケ) 不正アクセス及びサーバエラー等の調査

適切なウイルス対策、外部からの不正アクセスに対し、情報漏洩、改ざんを防ぐ措置を施すなど、十分なセキュリティ対策を確保し、安定して稼働できると見込まれるシステムを構築すること。各種ログについて異常がないか確認し、異常があった場合には委託者に報告すること。委託者に報告及び対策の提案を行い、指示があった場合には設定変更等を行うこと。

(コ) その他

CMSの管理環境及びCMSにより公開された全てのページ(ホームページ全体)は、機密性及び完全性を確保すること。機密性の確保とは、CMSの管理環境に対して、認可された者のみが確実に接続(以下「アクセス」)のできるつくりであ

り、不正アクセスから保護することをいう。完全性の確保とは、情報及び処理方法が正確及び完全であり、改ざんや間違いから保護することをいう。なお、担当者が作成したコンテンツを更新するに当たっては、セキュリティ向上のためFTPポート等の画面を見せないような設定をすること。常に最新のセキュリティ情報を認識し、サーバ及びCMS等に必要となるパッチ適用やバグ等の不具合対応を適正かつ迅速に実施する等、セキュリティの確保を図ること。

(2) ホームページ構築業務

ア 機能（発信情報）

構築するホームページ「観光いばらき」には、以下の機能を必須で搭載すること。

<新規機能の追加>

- ・ Pickup：話題の情報について、県職員が投稿を行うことができるページを作成するもの。
- ・ 定番：茨城の観光の定番情報についてまとめたページを作成するもの。
- ・ 特集：旬の情報について、取材等を行いながら特集ページを作成するもの。
- ・ アクセスランキング：前7日間のアクセス結果を反映したものを表示させるもの。
- ・ お知らせ：更新情報等を掲載するもの。

<既存機能>

- ・ 観光スポット情報
- ・ 観光イベント情報
- ・ 観光プロモーション動画
- ・ 観光パンフレット
- ・ モデルコース
- ・ フォトライブラリー
- ・ 事業者向け情報
- ・ 関連サイト
- ・ 宿泊施設予約サイト
- ・ 体験・ツアー予約サイト
- ・ デステイネーションキャンペーン情報

なお他に、観光いばらきの利便性（見やすさ・使いやすさ）向上およびリピーター獲得に資する機能があれば提案および実装すること。また不要な情報があれば根拠や廃止後の対応方法を添え提案すること。

イ トップページデザイン

- ・ トップページに「Pickup」、「定番」、「特集」、「アクセスランキング」、「お知らせ」が表示されるデザインとすること。

- ・ 「定番」に掲載する情報について、『観光スポット』、『食』、『アクティビティ』の3コンテンツとすること。(委託者の指示により、変更となる可能性がある)
- ・ 10月からの茨城アフターデスティネーションキャンペーンに合わせ、委託者と協議のうえ、トップページのデザインや特集バナー、関連リンク等の変更対応を行うこと。

ウ フォーム機能

- ・ 利用者からの問い合わせや要望を受け付けるフォームを運営すること。
- ・ サイト情報の修正及び改変が必要な問い合わせ内容は、受託者が回答と修正に対応すること。
- ・ 問い合わせの対応についても、委託者と協議のうえ、対応方針を定め可能な限り対応すること。
- ・ 問い合わせフォームへ投稿された内容は csv 形式でダウンロードできるようにし、さらに委託者の指定するメールアドレスへ送信すること。
- ・ スпам投稿やセキュリティの対策を講じること。

エ その他

- ・ すべてのページにおいて、title タグ、h1 タグ、meta description など、検索エンジンへの情報通知に有効と判断されるものに、適切なテキストを埋め込むこと。また、本文のライティングの際は、ユーザーが検索で入力と思われるキーワードを効果的に含めること。ただし、検索エンジンにスパム行為と判断されるような記述を行ってはならない。
- ・ ユーザーがどのページにアクセスしているかをすぐに把握できるよう、各ページには、統一したデザインのグローバルナビゲーションやページ位置確認機能(パンくずリスト)を表示させること。また、スクロールが長くなるページには、「ページ先頭へ戻る」ボタンを設置すること。
- ・ デスティネーションキャンペーンのロゴマーク「体験王国いばらき」のロゴデータを適正な運用のもと、より多くの方にご利用いただくための申請システムを委託者と協議のうえ構築すること。

(3) ホームページ運用管理業務

ア 基本業務

- ・ 年間情報発信計画に基づき、情報収集(調査照会・取材)、記事映像制作、SNS更新作業等を実施すること。また委託者より指示された掲載済みのイベント・施設等情報(生産者や販売者の情報含む)を確認し、必要に応じ修正・追加・削除を実施すること。至急情報の掲載や HP 修正が必要となる事象が発生した場合は、委託者から相談を受けてから1~2営業日以内に対応すること。
- ・ 県内における観光スポット・イベント情報について、コミュニケーションシステ

ムなどを活用し随時情報を集め、ページ作成および更新作業を実施すること。イベント情報については、委託者と協議のうえ更新頻度を定め、まとめページを作成し、常に旬のイベント情報を発信できるよう努めること。

イ 特集記事の取材・撮影及び制作

- ・ 年間計画に基づき、観光情報を効果的に発信するために県内観光事業者等に取材を行い、特集ページやプロモーション動画の作成、ホームページへの掲載作業を行うこと。取材にあたっては、取材先との調整（ホームページへの掲載の許可含む）を行うこと。掲載回数は、委託者と協議し決定すること。また、作成した記事を新着記事として表示するほか、適宜リンクバナーを設置するなど、閲覧しやすい環境を整えること。
- ・ 情報発信力を強化する目的としてプロのカメラマンや動画クリエイター、コピーライターを委託者と協議のうえ、起用すること。

ウ 既存ページの更新作業

- ・ 委託者の指示に基づき、既存のコンテンツの修正、更新（テキスト変更、画像差し替え等）および公開停止作業を迅速に行うこと。
- ・ 掲載施設の変更やリンク切れ、各種不具合が発生した際は、速やかに正確な情報への修正等の対応を行ったのち、原因の調査と対策の実施を行うこと。
- ・ 観光スポット、モデルコース、フォトライブラリーの精査を行い、ページを更新すること。
- ・ 「マップから探す」の表示場所について、「観光スポット」の階層にすること。また、「マップから探す」の検索結果に、「観光スポット」及び「モデルコース」を表させること。
- ・ モデルコースには、検索機能を付けること。

エ 観光誘客促進につながる情報発信方法の立案・実行

- ・ 県への観光誘客促進を図るため、HPの見やすさ向上の提案をするとともに、県内観光に関する情報を効果的に発信する方法や内容について提案を行うこと。

(4) ホームページの運用管理付帯業務

ア 年間情報発信計画の調整

委託者の提供する令和6年度運用計画書をもとに、打ち合わせを実施し、年間情報発信計画（当初版）を決定する。

イ 活動実績報告

月ごとの作業等の実績ならびに、アクセス件数及びページビュー数等の数値情報について、翌月10日までに報告書として提出すること。

ウ 定期的な打ち合わせの実施（月1回程度、原則各月10日前後に設定）

定期的に打ち合わせを実施し、前月のアクセス分析結果の共有及び改善に向けた提

案、年間情報発信計画（当初版）の修正等を実施すること。10月からの茨城アフターディステイネーションキャンペーンに合わせて作成したページについては、個別に翌月10日までに上記同様の報告及び提案を行うこと。

エ 運用研修の実施

サイト運用に関わる担当者（県職員及び市町村担当職員）を対象に操作研修を実施すること。

オ システム操作研修・運用マニュアルの作成

操作マニュアルを作成し、HTML等の専門的知識がなくても、サイト掲載コンテンツの作成、編集等の更新作業ができるようにすること。

カ 委託者への運用支援

委託者にて実施する情報掲載作業等について作業支援を実施すること。お知らせ、イベント情報などの日常的な更新を、委託者側が行う場合は、作業方法や最終的なページの整形などを支援すること。

キ 市町村・いばらき観光キャンペーン推進協議会加入団体・県の他部署などとの連携

- ・ 市町村・いばらき観光キャンペーン推進協議会加入団体・県の他部署などから情報掲載の依頼があった際は対応すること。
- ・ 委託者と市町村間で、観光情報・画像・動画などをやりとりするコミュニケーションシステムを構築すること。

ク 次年度運用計画書の作成

次年度に行う運用保守や更新作業内容等について、委託者と協議を実施し、「令和7年度運用計画書」を作成すること。

5 追加提案業務

仕様書に記載のない項目であっても、ホームページ運営にあたり有益な情報がある場合は提案を行い、委託者と協議の上、実施すること。

6 成果品の提出

(1) 提出物

ア 事業完了報告書

イ 令和7年度運用計画書

ウ 本事業の実施にあたり新たに取得した画像データ（jpgもしくはtiff形式。データはWEB表示用にダウンサイズしたものではなく、可能な限り高解像度のものを提出すること。データは施設名等がわかるようにすること。DVD-R等に収納すること。）

エ 取材を行った施設等の連絡先リスト（csv形式。施設の名称・住所・電話番号・ファックス番号・メールアドレス・担当者等を記載すること。）

(2) 提出期限

令和7年3月31日（月）

(3) 提出場所

いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

7 使用权の帰属

本業務における制作物の著作権は、全て協議会に帰属する。ただし、受託業者が開発したプログラム等がある場合は、その著作は受託業者に留保する。

8 瑕疵

成果物に瑕疵があるときは、発注者が、受託者に対して、相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求できるものとする。ただし、成果物の瑕疵が発注者の作成及び更新業務により生じた場合は、この限りではない。また、障害が発生した時点において、受託者は修復できるものについては電話で一次対応し、プログラム上の不具合に関しては、内容を説明し、迅速に修正対応すること。また、軽微なものに関しても、メール、電話にて問い合わせに対応すること。

9 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、発注者は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

10 特記事項

- (1) 業務履行に際して必要な業務委託の企画及び実施に関する一切の費用は全て当初の契約金額に含むものとする。
- (2) 協議会が行う他の事業と一体となったプロモーションを行うため、協議会の求めに応じ適宜情報提供や連絡調整を行うこと。
- (3) 本業務を円滑に遂行するため、協議会が必要と認めるときは、委託業務の進捗についての報告及び打合せの実施を求めることができるものとする。
- (4) 事業実施に当たっては、受託者の実施体制を示すとともに、協議会とのやり取りを一元的に担う責任者を1名配置すること。
- (5) 本業務について取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律に則り、適正に取り扱うこととする。
- (6) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己

の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

- (7) 委託者は、本業務の適正な執行に必要であるときは、受託者に対して状況を報告させ、又は事業所に立ち入り、関係帳簿類、その他必要なものを検査、関係者への聞き取りを行う場合がある。また、必要であれば業務実施状況について、報告を求めることができる。
- (8) 次年度委託業者が変更になる場合は、切れ目なく、すみやかに運用されるように全ての情報の引き渡し等対応すること。その際の費用は現行委託業者負担とすること。
- (9) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、協議会長が定めることとする。